

事業事前評価表

国際協力機構南アジア部南アジア第二課

1. 基本情報

国名：ネパール連邦民主共和国（以下、ネパール）

案件名：人材育成奨学計画

The Project for Human Resource Development Scholarship

G/A 締結日：2020年7月8日

2. 事業の背景と必要性

（１）当該国における中核人材育成分野の現状・課題及び本事業の位置付け

ネパールにおいては、各開発課題を取り扱う政府機関・関係省庁の職員・組織・制度・財政等の能力・体制が、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。したがって、いずれの援助重点分野においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、その中核となる行政官等の育成が期待されている。

１）持続可能で均衡のとれた経済成長のための社会基盤・制度整備

ネパール政府は、2019年4月に「第15次国家5カ年計画」を発表し、同計画においてGDPに対する産業構造を農業から製造業へ移行していく計画が立てられ、より経済成長や雇用創出に重点が置かれている。また、2022年までの後発開発途上国（LDC）脱却を目指し、社会主義志向の福祉国家としての中所得国家へ向けた基盤構築を目指すとしている。

一方で、ネパールにおいて、交通・電力・灌漑・上下水道等の基礎的な経済基盤インフラの不足、教育・保健等の社会サービスへのアクセス、農業生産性の低さ、都市と農村部の貧困格差等の課題が依然として残っており、経済成長や国民生活の改善に直結する社会・経済基盤整備をしていく上で政府機関・関係省庁の職員の行政運営能力強化が急務となっている。本事業は、同国の政府機関・関係省庁職員の人材育成を通して、これら同国における主要課題の解決のための支援として位置付けられる。

２）平和の定着と民主国家への着実な移行

ネパールは内戦から9年後の2015年9月憲法を公布し、2017～18年には地方、州及び連邦議会選挙を実施して連邦制国家としての歩みを始めた。新たに導入された州政府、再編された地方政府には、憲法で各々の権威と職能等が規定されているが、現在は連邦制への移行期であり、省庁の再編や公務員制度改革が行われているものの、州・地方政府に十分な人員配置はできておらず、ガバナンス強化、職員の行政運営能力強化や法制度の整備等が急務となっている。また同時に、中国とインドという二大国に挟まれた地理的状况下で、ネパール

が着実に国家計画の開発目標を達成するためには、両国や周辺諸国等とのバランスの取れた外交を展開する必要がある。本事業は、同国の政府機関・関係省庁職員の人材育成を通して、これら同国における主要課題の解決のための支援として本事業は位置付けられる。

(2) 中核人材育成分野に対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置付け

人材育成奨学計画（以下、「本事業」という。）は、以下のとおり我が国及び JICA の協力量針との整合性が認められる。

1) 持続可能で均衡のとれた経済成長のための社会基盤・制度整備

対ネパール連邦民主共和国国別開発協力量針（2016年9月）では、「後発開発途上国からの脱却を目指した持続的かつ均衡のとれた経済成長への支援」を援助の基本方針とし、「ハード及びソフト両面にわたる震災復興及び災害に強い国づくり」、「経済成長や国民生活の改善に直結する社会・経済基盤整備」、「貧困削減及び生活の質の向上」が援助重点分野として設定されている。

また、対ネパール連邦民主共和国 JICA 国別分析ペーパー（2014年4月）においても、「社会・経済インフラ整備」が重要であると分析している。本事業のコンポーネントには、「経済政策」「産業振興政策」「インフラ開発」が含まれる。

2) 平和の定着と民主国家への着実な移行

対ネパール連邦民主共和国国別開発協力量針（2016年9月）では、前述の基本方針の下、「ガバナンス強化及び民主主義の基盤制度づくり」が援助重点分野として設定されている。また、対ネパール連邦民主共和国 JICA 国別分析ペーパー（2014年4月）においても、「ガバナンス強化」が重要であると分析している。本事業のコンポーネントには、「行政運営能力強化支援」「国際関係の構築」「法制度整備支援」が含まれる。

さらに、本事業を通じて SDG ゴール 8「持続的、包括的で持続可能な経済成長と、万人の生産的な雇用と働きがいのある仕事の促進」、ゴール 9「強靱なインフラの構築、包括的で持続可能な工業化の促進とイノベーションの育成」、ゴール 10「国内と国家間の不平等の削減」、ゴール 16「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進、万人の司法へのアクセスの提供、効果的で説明責任を有し包摂的な機構の構築」等に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

(3) 他の援助機関の対応

類似事業を実施する主なドナーとして、オーストラリア、ドイツ等があげられる他、国際通貨基金やアジア開発銀行等の国際機関による奨学金事業もある。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、ネパールの指導者となることが期待される若手行政官等が、本邦大学院において学位（修士・博士）を取得することを支援することにより、同国の開発課題の解決を図り、もって人的ネットワーク構築を通じた二国間関係の強化に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

該当なし。

(3) 事業内容

本事業は、中央政府の若手行政官等を対象に、各期に最大 22 名（修士課程 20 名、博士課程 2 名）の留学生が、本邦大学院において、ネパールの優先開発課題に係る知識取得のために修学（留学）することに対して、必要な経費を支援するもの。4 期分の計画を事前に策定し、戦略的・効果的な受入を同期間継続的に実施する。なお、本年はその第 2 年次事業として実施するものである。

(4) 総事業費

365 百万円（概算協力額（日本側）：365 百万円、ネパール側：0 円）

(5) 事業実施期間

2020 年 7 月～2025 年 3 月を予定（計 57 ヶ月）

(6) 事業実施体制

本事業の円滑な実施のために、ネパールにおいて運営委員会を設置する。運営委員会は、以下のとおり、同国政府関係者及び日本側関係者で構成し、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。

運営委員会の構成：財務省、連邦総務省、在ネパール日本国大使館、JICA ネパール事務所

(7) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

留学生は、開発途上国の未来と発展を支えるリーダーとなる人材を日本に招き、欧米とは異なる日本の近代の開発経験と、戦後の援助実施国（ドナー）としての知見の両面を学ぶ機会を提供する、JICA 開発大学院連携プログラムへの積極的な受講を奨励されている。

2) 他援助機関等の援助活動

特になし。

(8) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイド

ライン」(2010年4月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項

特になし。

3) ジェンダー分類:【対象外】「(GI) ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件」

＜活動内容/分類理由＞ 本事業において、ジェンダー主流化のための直接の活動は予定されていないが、女性行政官の人材育成ニーズを踏まえた支援の検討を行う。

(9) その他特記事項

特になし

4. 事業効果

(1) 定量的効果

成功指標		基準値 (2020年実績値)	目標値(2026年) (事業完了1年後)
留学する学生数(名)	修士	0	20
	博士	0	2
留学生の学位取得率(%)		0	95

(注) 博士課程については、原則として過去に本事業で修士学位を取得した者の中から複合的な条件に合致する人材がいる場合のみ受け入れる。

(注) 学位取得率については、4期分の計画全体における目標値とする。また、下記6.に記載する外部条件が得られないことにより達成できなかった事例については母数に含めない。

(2) 定性的効果

- ・本事業の実施により、若手行政官等が我が国において学位(修士・博士)を取得し、各対象分野の課題解決に資する専門知識等を習得する。
- ・これら若手行政官等が帰国後、課題解決のための計画策定・政策立案に貢献し、所属組織等においてリーダーシップを発揮することで、当該組織が機能強化される
- ・留学生受入による、二国間の相互理解及び友好親善関係の構築、受入大学等の国際競争力の強化、国際的な知的ネットワークの強化に資する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

特になし。

(2) 外部条件

- ① 同国政府の人材育成に対する政策が変更されない。
- ② 留学生本人が病気や事故等のトラブルにあわずに勉学を全うできる。
- ③ 留学生が帰国後に所属先を離職しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

過去の本事業では、受入分野・受入大学等に関し毎年度の計画策定であったため、中長期的な戦略をもって留学生を受け入れることが困難な面があった。この点を受け、平成20年度以降新方式による本事業においては、事業効果をその国の発展へとより直接的に繋げることを可能とするべく、協力準備調査を実施して優先課題を特定し、当該課題へ対応するべく4期の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を実施するようにしている。

7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及びJICAの協力量針・分析に合致し、若手行政官等が本邦の大学院において学位（修士・博士）を取得することを支援することにより、同国の開発課題の解決を図り、もって人的ネットワーク構築を通じた二国間関係の強化に寄与するもの。また、SDGゴール8「持続的、包括的で持続可能な経済成長と、万人の生産的な雇用と働きがいのある仕事の促進」、ゴール9「強靱なインフラの構築、包括的で持続可能な工業化の促進とイノベーションの育成」、ゴール10「国内と国家間の不平等の削減」、ゴール16「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進、万人の司法へのアクセスの提供、効果的で説明責任を有し包摂的な機構の構築」等に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後のモニタリング計画

- (1) 今後のモニタリングに用いる指標
 4. のとおり。
- (2) 今後の評価スケジュール
 4. (1) 記載の目標年。ただし定性的効果については、4年に1度調査を行い、取りまとめる。

以上